

番号	質問箇所	質問	回答
1	●仕様書P2 4の(1)	・プラン策定における調査分析はどのくらいの対象企業数、ワークスペース数や性能が必要でしょうか。	・仕様書のとおり、調査分析は事業に必要な場合に必要な数を提案書に盛り込んでください。なお、ワークスペースの性能は提案の中の創意工夫の一部と考えています。
2	●実施要項P4 7の(3)企画提案書等の提出No5見積書	・調査分析において外部への委託の可否。またその際の申請の方法。見積書の経費内訳の書式は任意書式で可能でしょうか。	・再委託については、協議の上センターが認めた場合に可能となります。申請方法については、契約時に決定します。見積書については任意様式となります。
3	●仕様書P2 4の(2)実証実験の実施 ①実証実験参加企業の募集・確保	・参加企業の募集方法に指定はございますでしょうか。 ・実証実験の参加人数は、何名まででしょうか。(20社以上の参加企業の内、1社あたり何名程度でしょうか。) ・実証実験の実施回数に指定はございますでしょうか。	・募集方法に指定はありません。 ・参加人数については仕様書のとおり20社以上あることが条件となりますが、より多いほうが要領の審査基準上、点数が高くなる部分があります。 ・実証実験の実施回数に指定はありません。
4	プランについて	・宿泊付きプランを利用することは可能でしょうか。	・宿泊付きプランを提案いただくことは可能です。
5	実証実験人数について	・20社一名ずつの参加者で問題ないでしょうか。	・問題はありませんが、参加者が多いほうが審査基準上、評価が高くなる部分があります。
6	ワーケーションの範囲	・Wi-Fi環境とコンセントのあるスペースであればワーケーションといえますでしょうか。	・どのようなワーケーション形態であるかも含めて提案いただくものと考えています。
7	お見積り作成について	・お見積りを作成する際に利用できる費用一覧を頂きたいです。(賃金、調査費、会議費、広告宣伝費、備品など)指標となる金額をお伺いしたいです。(賃金、調査費用、会議費などの上限等)	・事業全体の上限額については要領のとおりです。各項目ごとの上限額についての設定はありません。
8	実施要領5-(1)本件に応募できる者の形態	・弊社内の2つの支店が共同で応募する場合、単体企業と共同企業体のどちらの扱いになるのでしょうか。2つの支店のうち、片方のみが埼玉県の入札参加資格に登録しています。	・同一法人であれば単体企業の取り扱いになります。
9	実施要領7-(3)企画提案書等の提出ア-7	・共同企業体で参加する場合、誓約書の要件を満たしていれば、必ずしも全ての構成員が埼玉県の入札参加資格に登録をしていなくてもよいということでしょうか？	・実施要領5の(2)のキを満たしているのであれば入札参加資格への登録は必須ではありません。